

令和5年11月1日  
株式会社セイウン

## 東久留米市南部地域センター職員の施設設備不適切使用について

このたび、弊社が東久留米市より指定管理者の指定を受けております東久留米市南部地域センターにおいて、職員の施設設備不適切使用の事案が発生致しました。市民の方々に対し、車両駐車についてご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

### 1 概要

令和5年10月12日東久留米市南部地域センター（以下「南部地域センター」という。）障害者用駐車場にいつも同じ車が駐車されていると市民から東久留米市市民部生活文化課（以下「生活文化課」という。）に連絡が入り、生活文化課から弊社（株式会社セイウン）へ問い合わせを受ける。運営責任者から当日勤務の南部地域センター職員にヒアリングを実施したところ、職員の1人が出勤時に自家用車を駐車していたことが判明し、同内容を市に報告。

翌10月13日、運営責任者が対象職員へ直接事情聴取を実施したところ、対象職員は、持病のため機材を持参し出勤していたが、機材運搬に負担があり、家族が送迎できない出勤日について、障害者用駐車場に駐車していたことを確認。運営責任者より、対象職員に対し、即時使用停止を指示するとともに、施設使用のルールの徹底を指導。

### 2 対象施設

南部地域センター障害者用駐車場

### 3 対象期間

令和4年8月頃から令和5年10月（上記使用停止指示日）まで

### 4 再発防止策

- ① 令和5年10月13日運営責任者、令和5年10月19日本社施設担当社員より、対象職員へ本件に対する注意をするとともに施設使用のルールについて指導を実施。
- ② 令和5年10月17日に指定管理者本社施設担当者より市民プラザ及び地域センターに通知連絡を実施し、各施設の責任者から全職員に対し、本件の情報共有及び施設設備、備品等の施設使用ルールの徹底を指示。
- ③ 各施設ミーティングにおいても、全職員に対し施設使用ルールの指導を徹底。
- ④ 施設駐車場の職員利用は禁止とする。但し、機材搬入等一時的利用を要する合理的な理由がある場合は、本社及び運営責任者による事前許可制を徹底し、お客様の使用の妨げにならないよう短時間の使用かつ、使用後は速やかに車の移動を行う事を徹底する。

### 5 本件お問い合わせ先

株式会社セイウン（指定管理者事業本部）

電話番号 048-825-5555（受付時間 平日9:00～18:00）